駆除と情報提供をお願いします　1007702

特定外来生物「クビアカツヤカミキリ」に注意してください

クビアカツヤカミキリは、サクラやウメ、モモなどの木に寄生し、木の内部を食い荒らす外来の昆虫です。幼虫が木の内部を食い荒らすことで、枯死させるなど深刻な被害を引き起こします。生態系や農業などへの影響が大きいため、「特定外来生物」に指定されており、飼育や販売、運搬などが法律で禁止されています。

確認しづらい幼虫

幼虫は基本的に木の中に潜み、直接目にすることができず発見が困難です。

被害を受けた木の断面

フラスは貴重な情報

幼虫が木の外に排出する木くずとフンが混ざったフラスから、被害が確認できます。フラスは春から秋にかけて大量に排出され、形は多くがかりんとう状です。木の幹や枝の間、根元にたまります。

木の幹に排出されたフラス

成虫の特徴

成虫は、体長2～4ｃｍと比較的大型で、クビ（胸部）が赤く、体はツヤのある黒色をしています。6～8月に発生し、特に6月下旬から7月中旬が発生のピークです。

ほぼ原寸大

県内では被害が多発

本市では、沼田公園など数カ所で確認され、被害が発生しています。繁殖力が非常に高く、サクラの名所や果樹園などが多い本市で発生した場合、大きな被害が想定されます。**成虫を見つけたら、速やかにその場で踏みつぶすなどして捕殺し、環境課へ連絡をお願いします。**

問合せ 環境課環境保全係☎内線3072・3075

結婚新生活支援事業　1006965

新婚世帯の住居費などを助成します

提出書類など詳細は二次元コード（市HP）からご確認ください

新婚世帯の住居費やリフォーム費用・引っ越し費用を助成します。

対象 次の①～⑧を全て満たす世帯

①令和7年1月1日～令和8年3月31日の間に婚姻届が受理された新婚世帯

②交付申請時に夫婦の双方または一方が市内の補助金の対象となる住居に居住し、住民登録をしている

③婚姻時の年齢が夫婦共に39歳以下

④夫婦の令和6年分（令和7年4月～5月の間に申請する場合は令和5年分）の**所得の合計額が500万円未満**の世帯

※貸与型奨学金を返済している場合は返済額を所得から控除できる

⑤市税などの滞納がない

⑥他の公的制度による家賃補助などを受けていない

⑦過去にこの制度に基づく補助を受けていない

⑧沼田市暴力団排除条例に規定する暴力団員でない

申請 令和8年3月31日までに所定の書類を提出

※事前にこども課へ相談してください

対象経費 令和7年4月1日～令和8年3月31日の間に支払った下記の経費

■結婚を機に市内で新居となる住宅を取得（新築・購入・建替）またはリフォームした場合の費用

■結婚を機に市内で新居となる住宅を賃貸した場合の費用（家賃・礼金・敷金・共益費・仲介手数料）

※勤務先からの住宅手当支給分は除く

■引っ越し業者または運送業者への支払いなど、結婚に伴う引っ越し費用（令和7年4月1日～令和8年3月31日の間の引っ越しに限る）

補助額 夫婦共に29歳以下の世帯　60万円
　　夫婦共に39歳以下の世帯　30万円

※令和6年度に申請し、受給額が限度額に達しなかった世帯は今年度に限り補助の対象とします。**補助上限額は、令和6年度限度額から令和6年度給付額を差し引いた額**です。

その他 雑所得として課税の対象となり、確定申告が必要になる場合あり

問合せ こども課子育て支援係☎内線3124